

平成20年10月31日に確定値の公表を行った後、名護市、うるま市、恩納村、座間味村、渡名喜村、伊平屋村、久米島町から平成19年度決算に基づく健全化判断比率の修正報告がありましたので、「平成20年度の健全化判断比率及び資金不足比率の概要」及び「資料1」の内容を一部修正しました。

平成20年度の健全化判断比率及び資金不足比率の概要

(平成19年度決算に基づく算定)

平成20年10月31日

沖縄県企画部市町村課

【要点】

財政再生基準以上の団体はありません。

早期健全化基準以上の団体は、3団体となっています。

経営健全化基準以上の団体・公営企業は、5団体・6会計となっています。

1 健全化判断比率の概要（別添「資料1」参照）

(1) 実質赤字比率

ア 早期健全化基準（標準財政規模に応じ11.25～15%）以上の団体：なし

イ 実質赤字比率が生じた団体：1団体

伊平屋村：0.32%

実質赤字比率：福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

(2) 連結実質赤字比率

ア 早期健全化基準（標準財政規模に応じ16.25～20%）以上の団体：なし

イ 連結実質赤字比率が生じた団体：3団体

本部町：13.24%

伊平屋村：2.40% *

伊是名村：7.77%

連結実質赤字比率：すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

* 伊是名村の連結実質赤字比率は修正後の数値。

(3) 実質公債費比率

ア 早期健全化基準（25%）以上の団体：3団体

座間味村：28.5%

伊平屋村：30.0%

伊是名村：26.0%

財政再生基準（35%）以上の団体はありません。

イ 県内市町村の平均値：13.5%（市：13.9%、町村：12.6%）

実質公債費比率：借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

(4) 将来負担比率

ア 早期健全化基準（350%）以上の団体：なし

イ 県内市町村の平均値：124.9%（市：135.4%、町村：96.5%）

将来負担比率：地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

2 資金不足比率の概要（別添「資料2」参照）

(1) 算定を行った公営企業会計数：104会計

県内の市町村、一部事務組合（県が加入するものを除く）及び広域連合において、公営企業を営営するものとして資金不足比率の算定を行った会計数。

(2) 経営健全化基準（20%）以上の会計：6会計

糸満市・糸満漁港ふれあい公園事業特別会計（観光施設事業）：33.1%

宮古島市・パブリックゴルフ事業特別会計（観光施設事業）：463.6%

宮古島市・農漁業集落排水事業特別会計（下水道事業）：56.5%

座間味村・簡易水道事業特別会計（簡易水道事業）：92.9%

伊平屋村・水道事業特別会計（簡易水道事業）：95.7%

伊是名村・船舶運航事業特別会計（交通事業）：44.3%

(3) 資金不足額がある会計：10会計（前記(2)の6会計を含む。）

経営健全化基準未達の資金不足比率が生じた団体・会計は次のとおりです。

今帰仁村・簡易水道事業特別会計（簡易水道事業）：3.0%

渡嘉敷村・航路事業特別会計（交通事業）：6.9%

座間味村・航路事業会計（交通事業）：7.4%

粟国村・航路事業特別会計（交通事業）：5.9%